

## 第1部 計画の基本的事項

### 1. 計画策定の背景

#### 1.1 環境問題とその対応

我が国では、昭和30年代半ばから昭和40年代にかけて産業の発展に伴い公害問題が全国的に顕在化しましたが、これに対し国は昭和42年（1967年）に「公害対策基本法」を制定し、発生源に対する規制的手法により公害対策はある程度の成果を収めてきました。また、国民の関心は公害から自然環境にも向けられ、無秩序な開発による自然破壊に対する問題に対し、国は昭和47年（1972年）に「自然環境保全法」を制定し、対策を進めてきました。

一方、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動が定着するとともに、経済成長、技術革新により人々の暮らしは大きく変わり、生活様式やものの考え方が多様化、高度化してまいりました。このような変化は、都市・生活型の環境問題や、地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少など地球規模の環境問題となって現れています。これらの環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動から生ずる環境負荷に深く関わっていることに加えて、問題が環境汚染と自然破壊の両面にわたること、次世代や地球全体までにわたる問題であることなどから、これまでの対症療法的な環境政策では対応が困難になってきており、環境問題の総合的かつ計画的な対応が必要となってきています。

環境問題の未然防止に向けた総合的かつ計画的な取り組みの必要性は、国際的にも高まり、平成4年（1992年）にリオ・デ・ジャネイロで地球サミット（国連環境開発会議）が約180カ国の参加を得て開催され、「持続可能な開発」を国際的な合意とし、その後各国においてこの考え方が政策の基本に据えられました。また、この会議では「環境と開発に関するリオ宣言」と、その具体的行動計画である「アジェンダ21」が採択されました。さらに、この会議期間中に地球温暖化防止に向けた「気候変動枠組条約」が締結され、平成9年（1997年）には法的拘束力のある温室効果ガスの削減目標が設定（京都議定書）されました。

このような流れのなか、我が国では公害対策基本法と自然環境保全法が統合される形で、平成5年（1993年）に環境基本法が制定されました。この法律の規定に基づき、平成6年（1994年）に環境基本計画が策定され（平成12年[2000年]に見直し）、この計画には、循環、共生、参加、国際的取り組みを長期的目標に掲げた持続可能な社会の形成に向けた取り組みが示されています。愛知県においても平成7年（1995年）に制定された愛知県環境基本条例に基づき、平成9年（1997年）には愛知県環境基本計画が策定され、課題別施策や共通的基盤的施策が示されているほか、地域別に環境保全上特に配慮すべき事項や、行政、事業者、県民の役割を踏まえた環境配慮指針が定められています。

#### ：アジェンダ21

「アジェンダ」とは取り組むべき課題のことで、アジェンダ21は、各国政府及び各国国際機関が21世紀に向け持続可能な開発を実現するために、実行すべき行動計画を示しています。アジェンダ21の内容をフォローするために、平成9年（1997年）6月「アジェンダ21」の実施状況の一般的なレビューと評価のための国連特別総会が開催され、実施状況の全般にわたる審査と評価がなされ、アジェンダ21の一層の実施のための計画が採択されています。

## 第1部 計画の基本的事項

### 1.2 江南市における環境問題への対応

江南市（以下「本市」という）は、木曾川の恵みを受けた肥沃な扇状地にあり、古くから農業が発達し、明治時代に入って養蚕などが盛んになり、絹織物産業が行われるようになりました。その後、化学繊維（人絹）による織物も生産されるようになり、絹・人絹織物産地となりました。

近年は、名古屋市近郊に位置し交通の便が良いことから都市化が進み、宅地化による農地などの減少、ごみの増加、河川・用排水路の水質の悪化、近隣騒音に代表される都市・生活型公害など、様々な環境問題が顕在化するようになりました。

そのなかで、都市化に伴い減少しつつある自然環境の保全と緑化の推進のために、昭和49年に「江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定しました。また、ごみ問題では、昭和50年代から周辺自治体に先立ってごみ減量化に取り組んできましたが、より一層のごみ減量を目指して、平成6年には「江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定し、市民・事業者・市の三者がそれぞれの役割を果たしながら、ごみの減量化を進めてきました。さらに、平成9年秋頃からごみ焼却によるダイオキシン類の発生が大きな社会問題となり、このため、焼却場で処理するごみの量が急激に増加し、数年後には焼却場の処理能力をオーバーする非常事態になったことから、平成10年2月から“ごみ減量「<sup>コソナ</sup>57運動”を展開し、さらなるごみ減量化に取り組んでいます。その結果、本市は県下でも有数の1人当りのごみ発生量が少ない市となっています。

このほかにも、合併処理浄化槽の設置費、浄化槽清掃費や生ごみ処理機器購入への補助制度などに積極的に取り組み、環境改善に向けて各種の制度を導入するとともに、環境保全に関する啓発運動を続けています。

### 1.3 江南市における環境基本計画の必要性

本市では現在、第4次江南市総合計画において「生活環境創造都市」を基本理念とし、「水と緑を生かし 愛と活力あるまち 江南」を将来像として掲げ、良好な環境の保全と創造を目指し、多くの環境施策を行っているところです。

しかし、社会情勢の変化は著しく、環境問題のすべてに対応しているとは言い難い状況です。市民からの要望にも、緑地の減少やごみ問題に関することはもちろんのこと、有害化学物質などの問題や快適でうるおいあるまちづくりを求める声が多くあがっており、早急に対応することが要求されています。

また、早期に導入した環境保全に関する条例や制度が、現在の市の環境や市民の意識に十分対応できていない面もあります。個人の生活や事業活動による環境の負荷の影響が及ぶ範囲は市域に限られないことから、一人ひとりが地球市民の一員として地球環境を視野に入れた環境保全活動にも取り組まなければなりません。

このように、多様化、複雑化する環境問題に適切に対応するためには、従来の自然環境やごみ、公害問題に加えて、都市の快適さ、地球環境などを対象として、また、環境基本法の理念でもある持続可能な発展のためにも本市の将来を見据え、個人の生活様式や個々の事業活動を環境への負荷の少ないものに転換し、循環型社会の形成を目指すため、総合的かつ計画的に取り組まなければなりません。そこで、平成13年に制定した「江南市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という）に基づき、「江南市環境基本計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

## 2. 計画の役割

### (1) 目指す方向や、目標の明確化を図る役割

本市が目指すべき環境像、環境目標、基本的取り組みが明らかにされるとともに、向かうべき方向についての市民・事業者・市の共通認識が得られます。

### (2) 市民・事業者・市の各主体の取り組みを示す役割

市民・事業者・市の各主体の役割を明らかにし、それぞれの特性を生かした取り組みや、三者が協力して効率よく進めることのできる取り組みを示します。

### (3) 関連施策の総合化・体系化を進めるとともに関連主体との合意形成を推進する役割

本計画策定によって、市は第4次江南市総合計画に基づいた施策の推進にあたって、これまで市内各部局で不足していた環境への配慮を補うことができます。さらに、環境面における諸施策の調整の場を確保することにより、環境に関わる諸施策の総合化、体系化が図られます。また計画推進のため、市民・事業者・市の三者の連携を定めており、各主体を構成する様々な立場の人の参加・協力により、取り組みの立案・調整に向けて合意形成を進めます。

## 3. 計画の目標年度

本計画の

開始年度は平成14年度とし、目標年度は10年後の平成23年度とします。

ただし、社会経済状況の変化や新たな環境問題、本計画の進捗状況などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

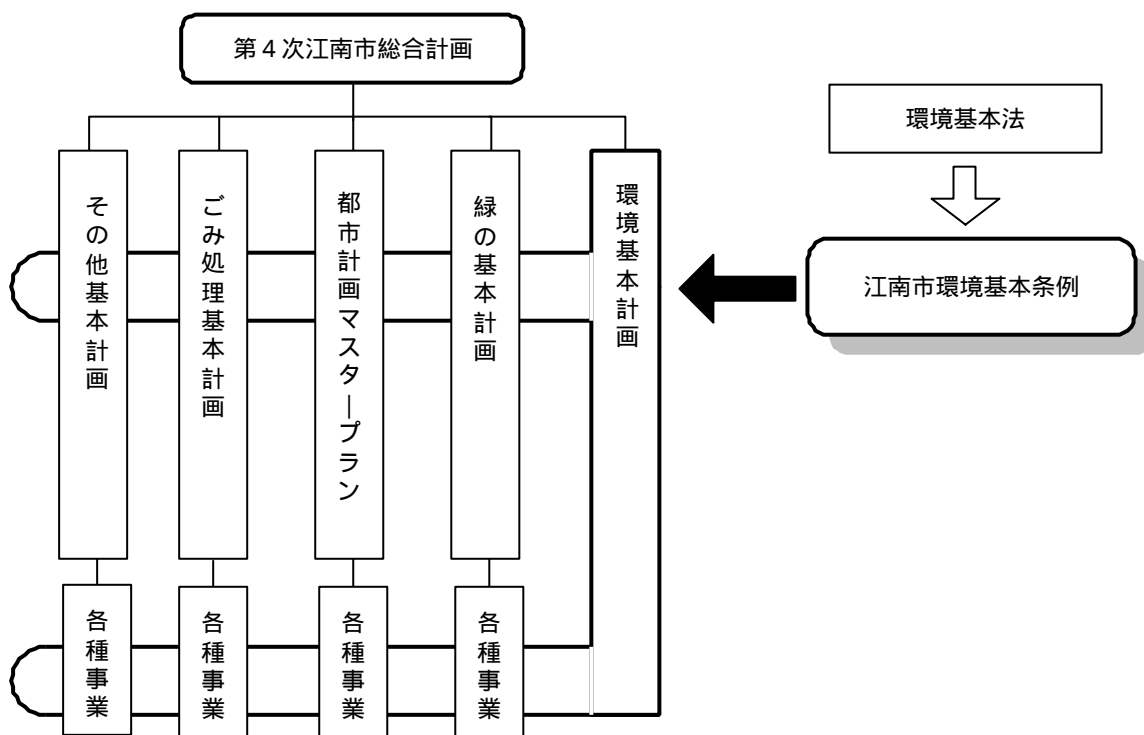
第1部 計画の基本的事項

4. 計画の位置づけ

本計画は環境基本条例に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な計画であり、市の施策や市民・事業者に求められる行動を環境面から横断的にとらえた総合的な計画として、本市の環境保全に関する取り組みの基本的な方向を示します。また、第4次江南市総合計画やその他の行政計画を環境面から効果的に推進するものとして位置づけられます。

今後、環境保全を目的とする計画や施策はもちろん、環境保全を直接の目的としない計画や施策においても、環境保全に関する部分及び環境に負荷を与える部分については、本計画の基本的な方向に沿って実施されることとなります。

さらに本計画は、より良い環境づくりのために、市民・事業者・市が公平かつ適正な役割分担のもとに連携・協力するうえでの指針を示すものです。



環境基本計画の位置づけ

## 5. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、私たちの生活が地球の恩恵を受けて成り立っていることから、流域あるいは広域的に対応することが望ましい事項については、周辺地域や地球全体も視野に入れた計画とします。

## 6. 計画の対象とする環境

本計画で対象とする環境の範囲は、本市の現状を踏まえ、「都市・快適環境」「生活環境」「地球環境」とします。それぞれの環境は独立したものではなく、お互いに関連しあうものです。また、環境保全に取り組む人づくりに関するものを「環境教育・環境学習、市民参加」として扱います。

なお、環境の領域のなかで自然環境の領域は、本市は他自治体と比較するとまとまった樹林地などが少ないことから、「都市・快適環境」の領域に含めて取り扱うこととしました。

### 1) やすらぎとうるおいなどの都市・快適環境

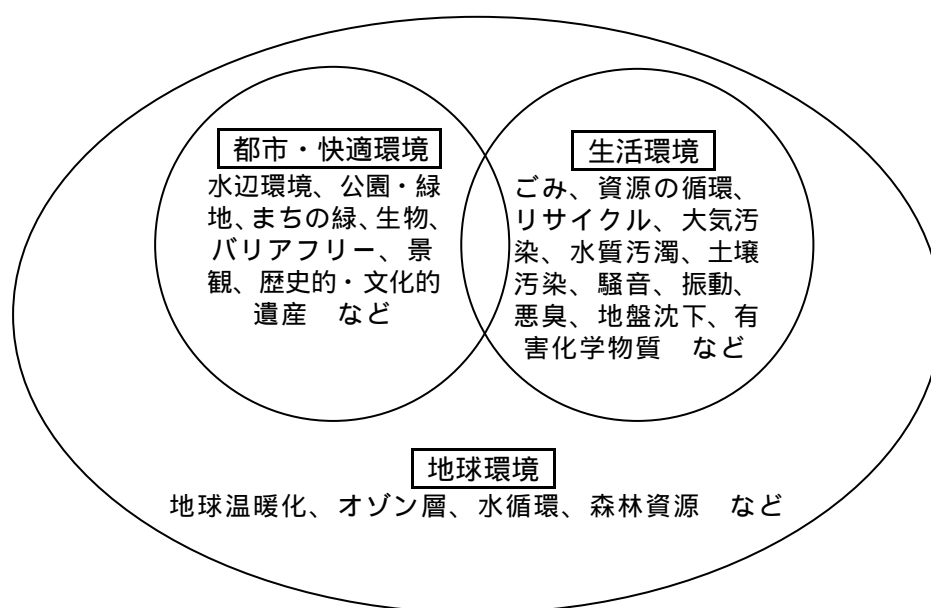
水辺、緑、まち並みなど、都市生活における快適性の向上に関するものを扱います。

### 2) 市民の暮らしや健康に直接関わるごみ、公害などの生活環境

持続可能な発展に向けて、循環型社会の形成、公害の防止、環境リスクの低減などに関するものを扱います。

### 3) 地球規模で影響の現れる地球環境

市域における活動が地球規模で影響の現れる地球温暖化、オゾン層破壊などの問題やこれらの防止に関する市域を越えた国際的な取り組みを扱います。



環境基本計画の対象とする環境

## 第1部 計画の基本的事項

### 7. 推進主体及びその役割

私たちの行動すべてが、都市・快適環境や生活環境、地球環境に影響を及ぼしていることを十分に認識し、環境への負荷の少ない、持続的に発展できる社会の形成に向けて、不断の努力を重ねていくことが大切です。そのためには、市民・事業者・市のそれぞれが主体としての自覚を持ち、自主的に日常の行動を見直し、変革することが求められます。

そこで本計画の推進主体を市民・事業者・市と定め、各主体がそれぞれの役割を認識し一体となって、良好な環境の保全と創造に努めるものとします。以下に各主体の役割を示します。

#### 市民

市民は、次世代に良好な環境を継承していくため、環境の保全について関心を払うとともに、必要な知識を身につけ、さらに、日常の生活や活動のなかで、環境に配慮した行動を実践し、環境への負荷の低減に努めなければなりません。

また、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に対して、積極的に参加、協力しなければなりません。

#### 事業者

事業者は、自らの事業活動が環境に大きな影響を与えることを十分認識し、事業活動を行うにあたっては、製品の製造そのものがごみの減量化を含め廃棄物処理の根幹に関わっていることや、公害発生の防止、周辺の緑化、地球環境への負荷低減など、環境への配慮に最大の努力を払うことを通じて地域の良好な環境づくりに積極的に貢献しなければなりません。

また、事業者は、市の環境の保全に関する施策に対して、積極的に協力しなければなりません。

#### 市

市は、環境を保全するために各主体との調整を図りながら、環境の状況に応じて市域における総合的かつ計画的な施策の策定及び実施を行います。

さらに市は、市域における最大の事業者のひとつとして、環境保全活動に率先して取り組まなければなりません。

また、環境保全などを図るための広域的な取り組みを必要とする施策の実施にあたっては、国、他の地方公共団体などと協力して、その推進に努めます。

## 8. 計画の構成

### 第1部 基本的事項

本計画の基本的な事項を示します。

- ・計画策定の背景
- ・計画の対象地域
- ・計画の役割
- ・計画の対象とする環境
- ・計画の目標年度
- ・推進主体及びその役割
- ・計画の位置づけ

### 第2部 計画のめざすもの

#### 【望ましい環境像】

本計画の最終的な目標で、平成23年度において実現している本市の環境の状況を示します。本計画に示すすべての取り組みや環境への配慮事項は、望ましい環境像の実現に向けて進めるものです。

#### 【環境目標】

最終的な目標である「望ましい環境像」を以下の4つの範囲ごとにかみ砕いたものです。取り組みや環境への配慮事項は、この環境目標ごとに整理しています。

- ・都市・快適環境
- ・生活環境
- ・地球環境
- ・環境教育・環境学習、市民参加

### 第3部 環境像の実現に向けて

環境像の実現に向けて必要な取り組みや環境への配慮事項を示します。

- ・基本的取り組みごとに示す各主体の役割（市・市民・事業者）
- ・市の事業別環境配慮指針
- ・地域別環境配慮指針

### 第4部 計画の推進に向けて

本計画の推進に必要な事柄を示します。

- ・全員参加の体制づくり及び推進体制の強化
- ・進行管理の手法の検討